

フォーカス [55条]

裁判員裁判における保護処分相当性

葛野尋之

1 少年事件と裁判員裁判

裁判員制度は、刑事手続のあらゆる領域に重大な影響が生じさせている。その影響は、もちろん少年事件の取扱いにも及ぶ。少年事件の裁判員裁判においては、少年事件の特性に応じた、それに相応しい審理が行われ、それを通じて適切な処遇決定がなされなければならない。また同時に、市民の司法参加を具体化したものとして、裁判員裁判を有効に機能させるような審理が要求される。審理手続においても、判断においても、市民参加が実質的なものとならなければならない。

少年事件の裁判員裁判については、これら2つの要請を両立的に実現することの困難さが指摘されてきた。そのなかで、刑事裁判所から家庭裁判所への事件移送の要件である保護処分相当性(少55条)について、とくに20条2項に該当する「原則逆送」事件の場合、その内容や判断要素を限定し、家庭裁判所移送が認められる場合を制限しようとする見解も提示されている。この見解は、20条2項の立法趣旨からすれば、但書を適用して刑事処分以外の措置を選択するためには、保護処分の方が矯正改善に適しているだけでなく、狭義の犯情に照らして、「事案内容において、少年についての凶悪性、悪質性を大きく減じて保護処分を許容しうるような『特段の事情』」が必要であるとする。さらに、家庭裁判所と刑事裁判所とのあいだの移送の連続を回避し、専門的調査能力を有する家庭裁判所の判断を尊重すべきことから、20条2項の趣旨を55条の保護処分相当性の解釈に反映させるべきであるため、家庭裁判所が「特段の事情」なしとして逆送を決定した場合、「基本的には家庭裁判所の判断を尊重した上で、『特段の事情』に関する判断要素が変化した場合などにおいて同法55条の保護処分相当性が認められるにすぎない」とする。このように理解することによって、「目で見て耳で聞いて分かる」審理、公開審理におけるプライバシー保護、証拠の厳選という裁判員裁判の要請にも応えることができるという(佐伯ほか〔2009〕159頁)。

このような見解に対しては、これまで、少年事件に相応しい審理やそれを通じての適切な処遇決定を不可能にするとの批判がなされてきた。それにとどまらず、以下述べるように、保護処分相当性の内容や判断要素を限定し、家庭裁判所移送の判断を抑制しようとすることは、裁判員裁判が市民の司法参加として有効に機能することを阻害する危険をはらんでいる(葛野〔2010〕²176頁)。

2 市民の健全な社会常識の反映

裁判員法6条1項によれば、裁判員の関与する判断は、事実の認定、法令の適用、刑の量定とされ、同条2項によって、法令の解釈、訴訟手続など、それ以外の判断は、裁判官のみによるものとされている。さらに、少年事件の場合、保護処分相当を理由と

する家庭裁判所への事件移送(少55条)の判断にも、裁判員が関与すべきことが明記されている(裁判員6条2項2号)。その理由として、家庭裁判所移送の判断に含まれる「犯罪事実の認定及び刑事処分の見込み」という各判断は、有罪判決における裁判員の関与する判断と実質的に同一の内容である上、見込まれる刑事処分と見込まれる保護処分の具体的な比較検討についても、量刑に準ずるものとして裁判員の関与を認めることに支障はなく、むしろ、この部分のみを切り離して裁判官の判断事項とすることは適当でないという考えに基づくものであるとされている(辻〔2007〕393頁)。

家庭裁判所移送の判断は、具体的事件において、当該少年に対して、刑罰を科すか、それとも保護処分のために家庭裁判所に事件を移送するかに関するものであるから、少年事件の処遇決定において、刑の量定に優るとも劣らず重要である。裁判員法においては、このような家庭裁判所移送の判断と、なお刑事処分が相当と判断された場合における量刑とを含む、少年事件の処遇決定の全体が、裁判員が関与すべき判断とされた。裁判員の関与によって、家庭裁判所移送の判断を含む処遇決定に、市民の健全な社会常識を反映すべきものとされたのである。

逆送決定が家庭裁判所において裁判官のみによって行われ、しかも、少年法20条2項該当事件に典型的なように、その多くが「事案の重大・悪質性を重要な判断要素として保護不適とするものであり、(中略)経験諸科学による専門的な判断というよりも、法律的・社会的評価の面が強い」ことからすれば、刑事裁判所における家庭裁判所移送の判断に裁判員が関与することによって、市民の健全な社会常識の観点から家庭裁判所の判断を再検討させることこそが、裁判員法の目的に適うところである(守屋〔2009〕4178頁)。保護処分相当性の内容を狭く解釈し、その判断要素を限定することによって家庭裁判所移送の判断を抑制しようとする先の見解は、この判断への裁判員の関与を実質的に限定しようとするものにほかならず、少年事件の処遇決定に市民の健全な社会常識を反映させようとした裁判員法の趣旨に反する。この意味において、裁判員裁判としての有効な機能を失わせるのである。

3 法の解釈と法の適用

「原則逆送」事件の家庭裁判所移送の判断において、「特段の事情」が必要との前提に立ったとしても、その判断要素を狭義の犯情に限定することについては、裁判官と裁判員の役割分担という観点からも疑問がある。裁判員法において、裁判員の関与する判断とされたのは、事実の認定、法令の適用、刑の量定であり、少年事件の場合、少年法55条による家庭裁判所移送の判断も含まれる。法令の解釈に関する判断は、たしかに裁判官の専権とされた(裁判員6条2項1号)。しかし、裁判官が法解釈によって、法適用の仕方を厳格に枠づけることは、裁判員の実質的関与を過度に抑制してしまう危険をはらんでいる。

「特段の事情」が必要との前提に立つとき、具体的事実に照らして「特段の事情」が認められるかどうかは、まさに法適用に関する判断である。裁判員法が、法適用の判断に裁判員が関与すべきとしたことからすれば、本来、「特段の事情」の有無を判断する

うえでどのような事情を考慮するか判断にも、裁判員の健全な社会常識を反映させるべきであろう。法律の規定から一義的に明らかでないにもかかわらず(むしろ、少20条2項但書は「犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し」と定めており、狭義の犯情以外の事情を掲げている)、「特段の事情」の有無は狭義の犯情によって判断する、という形で法適用の仕方を裁判官が枠づけることは、このような裁判員法の趣旨に適合しない。

4 裁判員制度の目的と少年事件に相応しい審理

裁判員制度は、たんに「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」(裁判員1条)を目的とするものではない、というべきであろう。これらの目的の達成は、「あくまでも司法に参加する国民が、客観的な基準に照らして適切といえる裁判を目指して参加するから」であり(長谷部(2002) 5146頁)、裁判員制度は、裁判官と裁判員とのあいだで、「専門性と健全な良識の相互作用を図ることにより、よりよい裁判の実現を目的としている」のである。憲法における司法権の目的・機能からすれば、この「よりよい裁判」とは、詰まるところ、「法の下での平等な正義」の具体的実現のために「公正な裁判を受ける国民の権利」をよりよく保障する裁判である(土井〔2007〕6272頁)。刑事裁判について、そのような裁判は、憲法の適正手続主義からも要請される。

このとき、少年事件の刑事裁判において、「公正な裁判」の本質は、少年事件の特性に配慮した充実した審理が尽くされることであり、それを通じて適切な処遇決定がなされることであろう。このような裁判の実現こそが、裁判員裁判の目的なのである。それゆえ、裁判員裁判を有効に機能させるためとの理由から、少年事件の充実した審理や適切な処遇決定を抑制することは許されない。それは、むしろ、裁判員裁判の目的に反するのである。

- 1 佐伯仁志ほか編(2009)『難解な法律概念と裁判員裁判』法曹会
- 2 葛野尋之(2010)「少年事件の処遇決定と裁判員裁判」澤登俊雄＝高内寿夫編著『少年法の理念』現代人文社
- 3 辻裕教(2007)「『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』の解説(1)」曹時59巻11号
- 4 守屋克彦(2009)「少年送達事件・コメント」村井敏邦＝後藤貞人編『被告人の事情／弁護人の主張』法律文化社
- 5 長谷部恭男(2002)「司法権の概念と裁判のあり方」ジュリ1222号
- 6 土井真一(2007)「日本国憲法と国民の司法参加」長谷部恭男ほか編『岩波講座憲法(4)』岩波書店